

熊本県自転車活用推進計画（素案） 概要版

計画策定の背景

- 自転車活用推進法(2017年5月)が施行され、地方公共団体は、自転車の活用を総合的・計画的に推進するため、実情に応じた施策を実施することとなりました。
- このため、県では、地域観光資源を活かしたサイクルツーリズムの取組みをはじめ、日常利用や健康づくりに向けた自転車活用を総合的に推進するため、安全で快適な自転車利用の環境形成に向けた「熊本県自転車活用推進計画(素案)」を策定しました。
- 本計画は、自転車活用推進法第10条に基づき策定するもので、県の自転車活用に関する施策の総合的な推進を図るための基本となる計画です。

■国の法律・計画等

- ・自転車活用推進法(2017年5月)
- ・自転車活用推進計画(2018年6月)

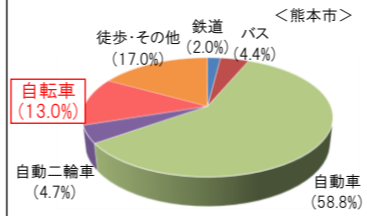
■熊本県の主な関連計画

- ・第五次熊本県環境基本計画(～2020年度)
- ・第4次くまもと21ヘルスプラン(～2023年度)
- ・ようこそくまもと観光立県推進計画(～2023年度)
- ・第10次熊本県交通安全計画(～2020年度)
- ・社会資本総合整備計画(自転車部門)(～2023年度)

熊本県自転車活用推進計画(2020年度～2023年度)

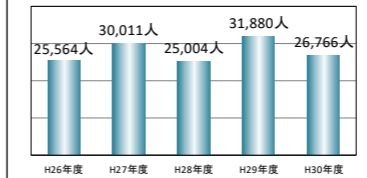
熊本県における自転車を取り巻く現状

○通勤・通学において、自転車は自家用車に次ぐ交通手段として多くの人に利用されています。



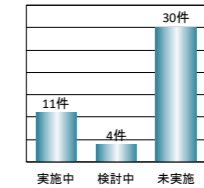
出典：国土交通省(平成27年全国都市交通特性調査)

○県民総合運動公園では、レンタル自転車を年間約3万人が利用しています。



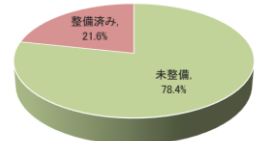
出典：熊本県

○県内の11市町村でサイクルイベントが実施されるなど、サイクルツーリズムの機運が高まっています。



出典：市町村アンケート(令和元年7月 熊本県調べ)

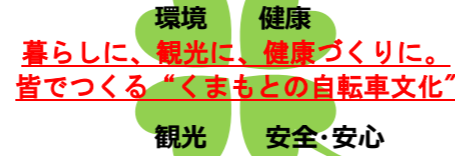
○熊本県管理道路においては、自転車の通行を想定して整備された自転車道や自転車歩行者道の整備率は、道路延長のうち約22%に留まっています。



出典：熊本県

目指すべき将来像・4つの目標と実施する施策

本県では、熊本地震からの創造的復興に加え、都市部の慢性的な交通渋滞の解消やクルーズ拠点整備等に伴うインバウンド対応、また、地方創生、超高齢社会、地球温暖化などの社会的課題への対応が必要です。そこで、「暮らしに、観光に、健康づくりに。皆でつくる“くまもとの自転車文化”」の創造に向けて、様々な場面で自転車が気軽に安全に利用される、豊かさを実感できる熊本を目指していきます。



環境

自転車が地域の基礎的な移動手段として利用できる交通体系を構築します。

施策1 路外駐車場等の整備、違法駐車取締りの推進

路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間を確保します。

施策2 シェアサイクル等の普及促進

シェアサイクル等と公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクル等の普及を促進します。

施策3 地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備促進

鉄道事業者との連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた自転車駐車場の整備を促進します。

施策4 自転車通勤等の促進

企業等への呼びかけ等により、自転車通勤等を促進します。

健康

自転車で楽しみながら健康づくりができる環境を創出します。

施策5 自転車を活用した健康づくりの促進

公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層における自転車を利用した健康づくり等の振興を促進します。

県民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を促進します。

観光

自転車が行きかう観光地域づくりを推進します。

施策6 サイクルツーリズムの推進

官民が連携した走行環境の整備や、サイクルレインの拡大等による外国人を含めたサイクリストの受入環境の整備等により、サイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進します。また、クルーズ船等の海上交通とサイクルツーリズムの連携を促進します。

施策7 九州・山口と連携したサイクルツーリズムの推進

広域推奨ルートの設定、受入環境の整備等を行い、国内外からのサイクリストにとって魅力的なサイクリングエリアを創出し、サイクリングを活用した観光振興を推進します。

安全

全ての道路利用者が安全で快適に利用できる道路環境を創出します。

施策8 自転車通行空間等の整備促進

地域特性に応じた自転車ネットワーク計画を策定し、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進します。また、歩行者・自転車中心のまちづくりと連携して、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備などの総合的な取組みを実施します。

施策9 自転車の安全利用の促進、安全意識の向上

県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進します。

施策10 学校における交通安全教育の推進

学校における交通安全教室の開催等を推進し、自転車の安全な利用を促進します。

施策11 安全性の高い自転車普及、自転車の点検整備、自転車損害賠償保険への加入の促進等

高い安全性を備えた自転車の普及、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進します。

施策12 災害時における自転車活用の促進

地域社会の安全・安心の向上に向けて、災害時における自転車の活用を検討します。

計画の推進体制

多岐にわたる施策、措置の連携や進捗状況を共有するため、関係部局で構成する連絡調整会議を設置し、自転車の活用推進を図ります。また、県内市町村に対しても、自転車活用推進法に基づく、市町村自転車活用推進計画の策定を促すとともに、施策の実施に当たっては、国、県、県内市町村、公共事業者その他の事業者、県民等が相互に連携し、取り組みます。

計画のフォローアップと見直し

設定した指標については、必要に応じて有識者の助言を受けつつ、フォローアップを行います。また、国の推進計画や関連計画の改定等が行われた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。